

平成26年10月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成26年10月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成26年10月9日（木） 午後3時開議
- 2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第35号 平成26年度市川市教育功労者の決定について
議案第36号 平成27年度当初予算要求概要について
議案第37号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
議案第38号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
 - 6 報告第6号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 7 その他
 - 8 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第35号 平成26年度市川市教育功労者の決定について
議案第36号 平成27年度当初予算要求概要について
議案第37号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
議案第38号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
 - 2 報告第6号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 3 その他 (1) 平成26年9月市議会定例会について
 (2) 多忙化解消検討委員会作成のリーフレットについて
 (3) 市川市通学区域審議会の答申について
 (4) 第69回市川市児童生徒音楽会について
 (5) 平成26年度市川市こども作品展・新聞展について
- 5 出席委員 宇田川 進
 五十嵐 芙美子
 小林 正貫

平田 信江
田中 庸惠

6 欠席委員 内田 茂男

7 出席職員、職・氏名

教育次長	石田 有記	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	山元 幸惠	生涯学習部長	萩原 洋
教育総務部次長	石沢 昇栄	生涯学習部次長	千葉 貴一
教育政策課長	永田 治	人事・福利担当室長	板垣 道佳
就学支援課長	谷内 祐幸	教育施設課長	戸佐 薫
義務教育課長	井上 栄	学校安全安心対策担当室長	近藤 利一
保健体育課長	永田 博彦	教育センター所長	篠崎 道成
生涯学習振興課長	牛尾 進一	青少年育成課長	小畔 春夫
社会教育課長	川野 修一	自然学習課長	川元 洋
中央図書館長	松本 雅貴	スポーツ課長	山田 修一

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主幹	福田 修
"	主幹	石田 清彦
"	副主幹	近藤 孝子
"	副主幹	宮内由美子
"	副主幹	岡田 靖弘

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成26年10月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、小林委員、田中委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第35号 平成26年度市川市教育功労者の決定についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

本案は、平成26年度市川市教育功労者の決定について教育委員会事務局内部の「教育功労表彰候補者選考委員会」において功績内容を審査の結果、『表彰候補者として充分認められる』との結論が得られましたことから、「市川市教育功労者表彰規程」第7条の規定により、本日、教育委員会にお諮りし、表彰者としての決定をいただくものでございます。2ページをご覧ください。表彰候補者の一覧でございます。候補者の個々の功績の詳細は、3ページ以降に資料を添付させていただいておりますが、概略につきまして、説明をさせていただきます。最初に3ページをご覧ください。千葉女子専門学校講師の植松 啓子様は、本市幼稚園教諭、園長として幼児教育に携わり、幼稚園運営の充実と人材育成にご尽力され、卓越した指導力で本市幼児教育の振興に寄与されました。4ページをお願いいたします。郷土史家の鈴木 和明様は、永年にわたり郷土の歴史を探求し、研究成果である著書を多数、本市小中学校及び図書館にご寄贈いただき、子どもたちの郷土愛と探究心を育まれました。5ページをお願いいたします。市川市立第六中学校校長 丸山 賢治様は、国語教育の推進に努めるとともに生徒指導の校内体制確立と学力向上に尽力し、併せて青少年の健全育成並びに生涯学習の振興に寄与されました。6ページをお願いいたします。市川市立富貴島小学校校長 平山 淳子様は、学力向上、授業研究、教員研修、特別支援教育など、幅広い教育研究活動に取組み、本市学校教育の発展に寄与されました。7ページ、市川市立鶴指小学校校長 宮田 明吉様は、理科教育及び自然観察活動の推進並びに学習環境整備や総合的な学習の時間のプログラム開発に尽力し、本市学校教育の発展に寄与されました。8ページをお願いいたします。市川市立須和田の丘支援学校校長山田 佐知子様は、特別支援教育の指導法の研究に尽力し、先進的な本市特別支援教育の発展に寄与されました。9ページの市川市立八幡小学校校長 佐藤 洋子様は、生活科・算数科・国語科などの教科研究と教職員のモラールアップの実践について、研究を積み重ねるとともに、学力向上の推進を図り本市学校教育の発展に寄与されました。10ページをお

願いたします。市川市立須和田の丘支援学校事務長 本名 直吉様は、誠実正確に校務を遂行するとともに学校事務共同の実施に向けた取組において、中心的役割を担い本市学校事務の発展に寄与されました。11ページの市川市立八幡小学校学校医 松丸 信太郎様は、40年の長きにわたり、内科医としての専門的お立場から、子どもたちと教職員の保健指導及び健康づくりにご尽力いただき、本市学校保健の推進と発展に寄与されました。12ページをお願いいたします。市川市立大洲幼稚園他2校の学校医であります原田 品予様は、40年の長きにわたり、耳鼻咽喉科医としての専門的お立場から、子どもたちと教職員の保健指導及び健康づくりにご尽力いただき、本市学校保健の推進と発展に寄与されました。13ページの市川市立妙典中学校他学校歯科医 八木 幹彦様は、永年にわたり 本市学校歯科医として子どもたちの保健指導及び、歯と口の健康づくりにご尽力いただき、本市学校保健の推進と発展に寄与されました。14ページをお願いいたします。市川市立中山小学校他学校薬剤師古山 紀行様は、永年にわたり 本市学校薬剤師として子どもたちの健康づくりにご尽力いただき、学校保健の推進と学校環境衛生の向上に寄与されました。15ページの市川市立鶴指小学校栄養士 森永 はるみ様は、学校給食の現場を指導する栄養士として子どもたちへの「食」に対する指導と啓発を行い、本市学校給食の向上と食育の推進に寄与されました。なお、本年度の教育功労者表彰式につきましては、11月14日金曜日午後2時半より生涯学習センターにおいて開催する予定でございます。教育委員の皆様におかれましても主催者としてご出席をいただきたいと存じます。説明は以上でございますが、個々の候補者に関するご質問は推薦課長より答えさせていただきます。よろしくご審議の程、お願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第35号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第36号 平成27年度当初予算要求概要についてですが、ここでお諮りします。本案は、市川市公文書公開条例第8条第1項第5号に規定する非公開情報に該当するものと認められることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定に基づき、議事を公開しないこととしてよろしいかお諮りします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同条第7項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、本案については、本日の議事がすべて終了してから審議いたします。次に議案第37号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 青少年育成課長

議事日程17ページから19ページをご覧ください。この運営協議会は、少年センターの運営について、委員会の諮問に応ずる機関として、15名の委員で構成され、設置されております。このたび、市川市少年センター設置条例第6条及び同施行規則第2条の規定に基づき委嘱する委員のうち、第3号委員（警察関係者）の児玉 崇氏が、平成26年9月8日付けの異動により役職交代することによる解職に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、第3号委員として、千葉県行徳警察署 生活安全課課長の吉田 寛氏を、少年センター運営協議会委員として委嘱したく、教育委員会の議決をお願いするものであります。なお、任期につきましては、前任者の残任期間とし、平成27年7月16日までとなります。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようでの、議案第37号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第38号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ スポーツ課長

議事日程の20ページをお願いいたします。市川市スポーツ推進審議会委員の任期が平成26年10月31日をもって満了となりますことから、市川市スポーツ推進審議会条例第4条の規定に基づき、市長が新たな委員の委嘱につきまして、教育委員会のご意見をいただくものです。市川市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第35条に規定するもののほか、市長からの諮問に応じてスポーツの推進に関する事項について調査、審議し、市長に建議することができるとされています。審議会の委員は10名以内で組織し、任期は2年とされております。今回の委員の委嘱につきましては、前期で欠員となっていました1名を含めて10名の体制に戻しまして、新任の委員4名を変更並びに増員し、委嘱するものです。新たな委員をご紹介させていただきます。恐れ入りますが、22ページの表をご覧ください。第1号委員（学識経験者の委員）では、市川市医師会からご推薦をいただきました、佐々木 森雄氏、昭和学

院短期大学准教授 渡邊 隆子氏、並びに総合型地域スポーツクラブ市川スポーツガーデン国府台のクラブマネージャーであります小幡 晶子氏、第2号委員といったしまして、関係行政機関の委員の中で、市川市体育協会の会長であります清水 輝和氏の4名が新たに委員となりまして、その他の6名の方々につきましては継続となります。委員の年齢構成でございますが、最高年齢が68歳、最低年齢47歳で、平均年齢は58.9歳であります、男女の構成は、男性7名(70%)、女性3名(30%)となります。委員の任期につきましては、平成26年11月1日から平成28年10月31日までの2年間でございます。よろしくご審議いただきますようお願ひいたします。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第38号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に報告に入ります。報告第6号 市川市教育委員会事務決裁規定の一部改正に関する臨時代理の報告についてを議題といたします。報告の説明をお願いいたします。

○ 人事・福利担当室長

資料23ページ以下をご覧ください。本報告に係る事務決裁規程の一部改正につきましては、9月市議会定例会におきまして可決されました「市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、以下「一部改正条例」と申し上げますが、10月1日に施行されることに伴うものであり、同日に施行させる必要がございました。つきましては、教育委員会の会議を招集する時間がないと認められましたことから、市川市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づきまして、9月30日に、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、本日、同条第3項の規定に基づきまして、その内容をご報告させていただくものでございます。それでは、事務決裁規程の改正概要についてご説明いたします。資料25ページ、新旧対照表の第4条第1項の表をご覧ください。今回の改正は、一部改正条例の施行に伴いまして、大きく2点の改正を行ったところでございます。まず、1点目といたしましては、一部改正条例により、一般職の職員の給与水準の適正化を図るため、全ての給料表につきまして、国家公務員の俸給表を基本とした給料表に改めることといたしました。また、この改正に合わせまして、一般職の職員の昇格基準を国の昇格基準に合わせるとともに、職員の職名につきましても、「主事補・技師補」を「主事・技師」に、「主事・技師」を「主任主事・主任技師」に、それぞれ改めることとしたところでございます。この職名の改正に伴いまし

て、決裁過程を定める第4条第1項の表中の職名を同様に改めたものでございます。続きまして、2点目でございます。26ページ、新旧対照表の別表第1の部分をご覧ください。本市は、一部改正条例によりまして、災害発生時等における市内在住職員等の参集対応状況等を考慮いたしまして、豪雨、洪水、地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある現場等において、土のう積載等作業、倒木処理作業、巡回監視作業などの災害応急作業等に従事した職員に対し、日額500円を支給する新たな特殊勤務手当、「災害応急作業等手当」を創設したところでございます。この手当の支給対象となります災害応急作業等につきましては、課長以上の職員も従事することが想定されますことから、特殊勤務命令の決裁区分におきまして、教育次長の特殊勤務命令にあっては教育長の決裁事項と、部長及び理事の特殊勤務命令にあっては教育次長の専決事項と、次長、参事、課長、担当室長及び副参事の特殊勤務命令にあっては部長の専決事項とすることを加えたものでございます。最後に、施行期日についてご説明いたします。24ページ、公布文の附則をご覧ください。この規程による改正後の事務決裁規程の適用日について定めるものでございます。今回の改正の契機となりました職名の変更及び災害応急作業等手当の新設は、平成26年10月1日に施行されましたことから、同日をこの規程の施行期日としたものでございます。市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理のご報告は、以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第6号を終了いたします。続きまして、その他に入ります。(1) 平成26年9月市議会定例会についてを説明をお願いいたします。

○ 教育次長

議事日程の27ページを御覧ください。9月議会の会期でございますが、平成26年9月5日（金）～10月3日（金）の間に開催されました。教育委員会に関する議案は3件ございまして、質疑は議案質疑が3名、一般質疑が15名よりなされました。本日は時間の関係上、概略につきまして御説明申し上げます。御説明申し上げる部分には、太い下線を付しておりますので、適宜そちらを御参照いただければと思います。教育委員会に関する議案は3件ございました。概略を申し上げますと、議案第18号は、二俣幼稚園を来年度をもって休園することに伴う改正条例でございます。議案第19号は、市川市放課後保育クラブの入所対象児童につきまして、現在の小学校1年生から小学校3年生までをあらためまして、小学生全体に拡大することに伴う改正条例です。議案第20号は一般会計補正予算（第1号）でございます。議案質疑における質問者は3名いらっしゃいまして、議案第19号、議案第20号についてご質問がございました。議案第20号の補正予算につきましては、塩浜小中一貫校整備事業に要する経費の内容や妥当性に関する質問がございました。

教育委員会からは、今回の補正予算は、平成27年4月に児童生徒が新たな学校の開校を実感できるよう、学校教職員と十分に協議した上で計上を行ったこと。また、このほか校章や校旗など、引き続き整備内容の優先度について学校等と協議し、必要なものは順次対応する旨の答弁を行っております。また、並木議員からは議案第19号ということで、「放課後保育クラブ」の入所者の範囲拡大に伴う影響などについてご質問がございました。28ページを御覧ください。質問に対しまして、教育委員会からは、平成27年度の見込み数は4,233名であり、学校の余裕教室に換算すると9室分が不足すること、このため学校内の余裕教室などの活用を基本としながら、公共施設の活用やプレハブの増設、空き店舗の活用なども視野に入れて検討していく旨、答弁しております。このほか関連してということで、参考で書いてございますが、議案第13号の「市川市使用料条例等の一部改正について」でございます。これは、公民館等の使用料の見直しを行うものでございますが、本条例案につきましては、使用料の改定時期を半年間遅らせるなどの修正がなされ、可決されているところでございます。次に一般質問でございます。29ページでございますけれども、まず、一般質問の後ろに16名とございますが、15名の誤りでございます。大変失礼をいたしました、訂正いただければと思います。この中ではまず、校内塾・まなびくらぶ事業の進捗状況についてご質問がございました。教育委員会からは、「校内塾・まなびくらぶ」は本年8月に、全小中学校において開設を終えるなど、初年度の取組としては順調にスタートしていること。今後は、アンケート等により本事業の検証を進め、その結果を次年度以降の「校内塾・まなびくらぶ」事業の改善に結び付けるなど、本事業の更なる充実に努めることを答弁しております。続きまして30ページを御覧ください。宮本議員から、市立図書館につきまして、指定管理者制度を導入した駅南図書館と市立図書館の関係についての所見、また、これから図書館像についてご質問がございました。教育委員会からは、市川駅南図書館の指定管理は、行政のバックアップにより、中央図書館はじめ他の直営図書館と強い連携を保ち、実績を積む中で、利用者から高い評価を得ていること。また今年度は、中期計画の3年間の結果、あるいは、パブリックコメントの結果、社会教育委員からの意見を踏まえながら、平成27年度からの新たな「市川市立図書館運営基本計画」の策定を進めている旨の答弁を行っております。続きまして31ページを御覧ください。戸村議員から今般の教育委員会制度改革に対する、市教育委員会の認識についてご質問がございました。教育委員会からは、今回の制度改革では、教育の政治的中立性、継続性・安定性は引き続き担保されたと認識しており、今後とも、市長と十分な連携を図るなど、本市教育の一層の充実に努めていく旨の答弁を行っております。大変恐縮です、少し飛びますが、35ページを御覧ください。湯浅議員から、所在不明の子どもの調査方法と今後の対策についてご質問がございまし

た。教育委員会からは、平成26年5月1日現在で居住実態が把握できなかつた児童の総数43名のうち5名が小学生であったこと。その後の調査により、小学生5名は全員が海外に転住していることが明らかとなつたこと。また居住実態が把握できなかつた43名の児童全員の居住実態を把握することができたこと。今後とも関係機関と連携して適切に対応していくことを答弁しております。甚だ雑駁ではございますが、9月議会のご報告は以上でございます。他のご質問についてこれはどういう質問なのかということがございましたら、それぞれの担当課より申し上げます。ご説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○ 小林委員

今の説明からは漏れましたが、公明党の浅野さち議員から、がん対策について質問があったようですが、これはピロリ菌の検査をどのように考えているかという、これはピロリ菌検査を例えば中学校とかやつたらどうかという意見だったのでしょうか。

○ 保健体育課長

中学校の尿検査でピロリ菌検査を実施している市町村があるということで、市川市でも導入できないかというご質問でございました。

○ 小林委員

わかりました。僕がちょっと調べたところ、全国的にはまだピロリ菌の検査は、子ども達というか義務教育の範囲内では、まだやっている所が殆どなくて、関東近県では高崎市が20歳から検診に取り入れようという意見があるのですが、その意義というのは私はあると思うのです。ピロリ菌感染というのはご存知のように生後5歳頃までに感染してしまうものですから、早めに簡単な尿検査で、全部は把握できないとは思いますけれども、検査をすれば早めにピロリ菌の駆除をすると、大人になってから胃がんになる確率が非常に少なくなる。実際に高校生でピロリ菌の陽性率は5パーセントです。5パーセントの子ども達を除菌をすれば、大人になってからピロリ菌の検査をして、がんに既に侵されているとかそういうことを相当予防できると思うので、全国規模でどの程度進むかによって、多いに取り入れる意義はあると思います。市川市は今ご存じかもしれませんけれども、成人の特定検診で千葉県では唯一ピロリ菌の検査を始めているのですね。非常に経済的に費用がかからなくて、無駄な検査をしなくてよいということで、非常に好評だと思うのですけれども。これはこの方がどういうあれを思って質問をされたか、ちょっと私、気になったのでお聞きしたのですけれども、予算を伴うことすれども、意義としては中学生位で取り入れるという理由はおおいにあると思います。以上です

○ 宇田川委員長

ほかに何かお聞きしたいことがありましたら。

○ 五十嵐委員

校内塾・まなびくらぶについて、順調にスタートして、今後の成果と課題をこれから把握すると思うのですが、ちょっと過ぎて子どもや保護者とか指導者とか学校の何か声がどこからか、こんな声が入っているとかいうのがありましたら教えていただきたいのですが。

○ 学校教育部長

本日、指導課長が学校訪問で出ておりますので、私の方からお答えをいたします。現在、抽出で行いましたアンケートによりますと、やはり子ども達の方は、まなびクラブに参加することが楽しいと答えている生徒が80パーセント以上というような結果が出ており、今後また年度末までの間に更に指導者の方や保護者、それから子どもについても引き続きアンケート等を実施して、更にその辺は分析していくということで進めていく予定でございますが、今のところは大変好評をいただいているということでございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございます。

○ 宇田川委員長

ほかに。それでは次に（2）多忙化解消検討委員会作成のリーフレットについてを説明をお願いいたします。

○ 義務教育課長

まず初めに次の（3）も義務教育課ですので、あわせてご報告させていただいてよろしいでしょうか。

○ 宇田川委員長

はい。よろしくお願いします。

○ 義務教育課長

それでは、その他（2）の資料をご覧いただきたいと思います。本年6月の「O E C Dによる教員の勤務状況の国際比較調査」の結果から、改めて日本の教職員の突出した多忙化が浮き彫りとなりました。このような状況下、超過勤務の縮減が、喫緊の課題となっております。そこで、教育委員会事務局では、平成24年度より「多忙化解消検討委員会」を立ち上げ、教職員が実感できる多忙化解消に向けた具体策について、学校現場の教職員と協議等を進めてまいりました。この度、本検討委員会におきまして、多忙化解消の一助となるよう、「多忙化解消に係るリーフレット」を作成し、市内全校の教職員ならびに教育委員会事務局の全職員に配付いたしましたので、ご報告させて頂きます。引き続き、多忙化の解消に努めてまいりたいと考えております。次に（3）の資料をご覧いただきたいと思います。昨年度2月の定例教育委員会で諮問の議決をいただきました、小中一貫校開校に伴う「市川市立塩浜小・中学校の通学区域の取り扱い」につきまして、審議会の答申を受け

ました。その答申の内容でございますが、まず、1にございます通り、「南行徳3丁目・4丁目を、通学区域の変更は行わず、塩浜小学校を選択できる地域とすること」そして、2にございます、「指定学校変更の承認範囲を、行徳支所管内とすること」。この2点は適当であると、諮問を承認頂く結果となりました。一方、3にございます、「登下校時の安全確保」という点が要望として委員の方からご指摘がございましたので加えられました。この答申を受けまして、今後、安全対策を行うと共に、次年度の就学予定の皆様へ本件の周知が図れるよう、努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ただいまの説明で（2）、（3）あわせてお聞きしたいことがございましたら、お願ひしたいと思います。

○ 小林委員

（3）の方ですけれども、要するに行徳地区の管内にある就学児童は、塩浜小中一貫校に皆行っていいんだよということですね。

○ 義務教育課長

その通りでございます。保護者、本人ともが一貫校を希望していれば、希望を出していただきまして、ただ、安全の面の審査は一応させていただきたいというふうに考えておりますが、機会をできるだけ広げたいと考えていますので、行徳管内を付け加えた次第です。以上です。

○ 小林委員

その区域を柔軟に広げて、塩浜小中一貫校に学童をある程度集めたいという気持ちはわかるのですが、今ここにも書いてありますが、南行徳3丁目・4丁目の子ども達が塩浜中学校に行かないで、南行徳中学校に行ってしまうという現状からみて、その区域を広げるだけで効果は、ただこれだけだったら殆ど無いと、むしろもっと減っていく可能性はあると思うんですね。もう少し、区域を広げることはまず必要ですけれども、もう少し度々言っていますが、小中一貫校がどんなに魅力的かということを、部活なんかがなかなか十分にできない人数的な制約を超えてですね、あるようなものにこれからしていかないと本当にこれは小中一貫校がちゃんとできるかどうか極めて難しいと思うので、来年の4月までに新規の住民の方々にかなり強いアピールをして、これからしていかなきゃいけないし、時間もないと思うのですよね。例えば11月は就学児健診があって、その時点では大体親御さんがどこへ子どもを入れるか決めちゃう訳ですから、もう1カ月位しかないので。もう少し、どういうルートでやるのがいいのかわかりませんけれども、強力に推進していくためには努力されたらどうかなと思います。努力が必要だと思います。

○ 宇田川委員長

ご意見としてお伺いしたいとは存じます。ほかに。それでは次に（4）第69回市川市児童生徒音楽会について説明をお願いいたします。

○ 義務教育課長

先ほどございましたように本日指導課長がおりませんので、代わりまして義務教育課長より、（4）引き続き（5）について、ご案内させていただきたいと考えます。まず、資料（4）をご覧いただきたいと思います。この事業は、「市川市立各小・中・特別支援学校の児童・生徒の音楽水準の維持・向上を図るとともに、発表会を通して保護者並びに市民にも広く音楽教育に対する理解を深める」ことを目的に、昭和21年の開始以来、本年度で69回目の開催となっております。今年度の市内の児童生徒の参加者数は、4,785人を予定しております、毎年、保護者をはじめ市民の方々も各日1,000人を超えてご来場をいただいている市内最大規模の音楽会となっております。発表内容は、授業で作り上げてきたクラス合唱・学年合唱や器楽演奏を中心に、吹奏楽・合唱など部活動での発表を行います。開催は、11月6日（木）、11月7日（金）の2日間でございます。市川市文化会館大ホールにおいて、午前の部は9時20分から、午後の部は13時から開演の予定でございます。また、本年度も、招待演奏といたしまして市川市文化振興財団のご協力により、野上 真梨子さんのピアノ演奏を行う予定でございます。今年も、多くの方々に、市川の子どもたちの作り上げた生の演奏を聴いていただけることを心から願っております。引き続き、資料（5）をご覧いただきたいと思います。この事業は、「市川市立各幼稚園の児童や各小・中・特別支援学校の児童・生徒の日頃の学習成果の発表の場といたしまして、表現及び鑑賞活動を通して、学習の充実と豊かな心を持つ子どもを育てる」ことを目的に、昭和25年の開始以来、本年度で65回目の開催となります。本年度は、11月6日（木）から11月9日（日）までの4日間、午前9時30分から午後5時まで、市川市文化会館の地下の展示室、大会議室において開催いたします。子どもたちの作品は、図画工作科・美術科・技術・家庭科や書写の作品、及び学校新聞・学校園の写真などが出品され、毎年二千点を超える作品を展示しております。昨年度は、5日間で10,057人の方々にご来場いただき、2年連続で一万人以上の入場者数となりました。見学された市民の方々からは、「子どもの作品は一人ひとりの想いや大切なものが詰まっていて見ている人をいい気持ち、温かい気持ちにさせてくれます。」というご感想や、子どもたちからは「参考にしたい作品があったので、今後の美術や技術・家庭科の授業でがんばろうと思いました。」などの感想をたくさんいただいております。本年度も、多くの方々に市川の子どもたちのすばらしい作品をご覧いただけることを願っております。お時間がありましたら、ぜひご来場いただけたらと思います。以上でございます。

○ 宇田川委員長

（4）（5）の両件につきまして、何か質問がございましたら、お願ひした

いと思います。よろしいでしょうか。このあと議事を非公開といたしますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

【傍聴者退席】

○ 教育政策課長

委員長、会議の再開をお願いいたします。

○ 宇田川委員長

会議を再開いたします。議案第36号 平成27年度当初予算要求概要についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

議事日程の16ページをお願いいたします。今年の7月定例教育委員会において、「平成26年度サマーレビュー提出事業（平成27年度当初予算要求）」について議決をいただき、市長部局へ提出いたしましたが、市長部局からその判定結果が通知され、また、第三者評価委員の政策提言を踏まえた上で、「平成27年度当初予算要求概要」を作成しましたので、本議案として提出するものでございます。恐れ入りますが、説明に入る前に資料の訂正がございます。別紙の「平成26年10月定例教育委員会 議案第36号 訂正連絡票」にありますとおり、「平成26年度サマーレビュー判定結果及び平成27年度当初予算要求額一覧」において1箇所、また、「平成27年度当初予算要求概要」において7箇所の訂正がございますので、はじめにご報告をさせていただきます。申し訳ございません。それでは、議案の説明に移らせていただきますが、本議案となっております、「平成27年度当初予算要求概要」の説明に入る前に、A3横の資料として配布しております、「平成26年度サマーレビュー判定結果及び平成27年度当初予算要求額一覧」をご覧ください。こちらの表で、サマーレビューの判定結果について、ご説明いたします。資料中、太字でお示ししております判定結果のうち、「○」については、「予算要求が認められたもの」、「△」につきましては、「条件付で予算要求が認められたもの」、「×」については、「予算要求が認められなかったもの」となっております。ほとんどが「○」か「△」という結果で、概ね予算要求自体は認められたところであり、3つ、右の列の、「27年度予算要求額」の欄については、これらの判定結果を踏まえた予算要求額となっております。なお、要求が認められなかった「×」の事業についても、2事業ありましたので、これらの事業について、先にご説明いたします。右上にページ番号がございますが、まず1ページをお願いいたします。3段目の「学校施設長期保全計画事業」でございますが、この事業につきましては、本年度、財政部管財課に公共施設のマネジメントに係る総合調査、長期保全計画を所管いたします「公共施設マネジメント担当室」を新たに設置したことに伴い、その部署と足並みを揃え事業を推進するとし、教育委員会単独で実施すべきではないと判断されたことによるものでございます。今後は、この「公共施設マネジメント担当室」と連携し、学校施設の

保全について実施していきたいと考えております。次に2ページ一番下の段にございます、「学校給食費負担軽減事業」でございます。この事業につきましては、「拡大は認められない」とし、さらに、事業そのものの方向性を検討するよう指摘されており、厳しい判定となっております。今後、この事業のあり方については、改めて検討が必要であると考えております。最後に、資料の訂正ではございませんが、7月定例教育委員会における審議の時点で概算要求額に修正がございますので、ご報告いたします。4ページをお願いいたします。一段目の「放課後保育クラブ運営事業」の「27年度概算要求額（7月定例）」の欄でございますが、7月の定例教育委員会時の概算要求額を、「10億5,336万円」としていたところでございますが、この要求額には、指定管理料を含めてしまつたため、サマーレビューの提出時において、これを除いた、プレハブ施設の借上料及び施設修繕費を概算要求額とし、「9,475万9,000円」に修正させていただいておりますので、その点ご了承願います。なお、27年度予算要求額については、事業費を精査し、7,992万9,000円に減額しております。サマーレビューの判定結果については、以上でございます。次に議案第36号の別冊となっております、「平成27年度当初予算要求概要」について、ご説明いたします。なお、時間の都合上、7月の定例教育委員会の議案として提出していないもの、また大きな変更があったものを中心に、ご説明させていただきます。はじめに、2ページをお願いいたします。「塩浜小中一貫校整備事業」について、ご説明いたします。平成27年4月に開校を予定しております、塩浜小中一貫校においては、学年区分を4・3・2制にするなど特色ある取り組みを行いますが、その一つでもある、きめ細やかな教育の推進のため、少人数学習等担当補助教員1名、特別支援学級等補助教員1名の増員を図るものでございます。また、部活動においては、平成27年度から卓球部を開設するため、その指導員として1名の増員を図るものでございます。さらに、校舎一体型の整備に加えて、特別教室棟・体育館・プール・給食室を含めた全体配置計画を策定いたします。これらの積算から、平成27年度当初予算要求額を2,746万8,000円に定めたものでございます。なお、第三者提言におきましては、一貫校の目的を明確にすること、また中央教育審議会・文部科学省の状況を注視し、市川市としての諸条件を整理するよう提言されておりますが、本年8月に策定いたしました「塩浜小中一貫校基本計画」において、教育の目標、期待される教育の効果、教育環境整備の方針が示されておりますので、来年の4月以降小中一貫校を運営していく中で検証していくとともに、法改正も注視しつつ、望ましい小中一貫校のあり方を検討してまいります。続きまして、14ページをお願いいたします。「中高一貫教育推進事業」について、ご説明いたします。この事業は、7月の定例教育委員会時には、議案としてご提出できませんでしたが、その後、事業の内容が概ね確定いたしましたことから、サマーレビューにおいて新規事業として市長部局

へ提出したものでございます。本事業は、本市教育委員会が千葉県教育委員会との相互協力により、教育課程の特例を用いた中高一貫教育制度によらず、現行の中学校及び高等学校の指導要領を最大限に生かした教育課程上の連携を推進し、実質的な「中高一貫教育」の機会を本市の子どもたちに保障する

「市川市版中高一貫教育」を創設するものでございます。なお、今年度においては、12月補正予算対応といたしまして、本市教育委員会と千葉県教育委員会の合同による連絡協議会を設置し、「市川版中高一貫教育推進基本計画」を策定する予定でございます。この基本計画に基づき、平成27年度には、中高一貫教育推進のための研究校を指定し、「学力向上」及び「キャリア教育」をテーマとし、研究を進めてまいりたいと考えております。続きまして、50ページをお願いいたします。「体力向上推進事業（塩浜小学校水泳指導に関する委託事業）について、ご説明いたします。今年の8月下旬に、塩浜小学校のプール施設において、プール本体を支える金属部分の腐食が原因で、プールサイドの一部が崩落しました。今年度のプールの授業については全て消化した後の損傷であったため、今年度のプールの授業には影響がなかったものの、来年度以降はプールを使用できない状況となっております。損傷の状況を調査したところ、プール本体を支える基礎部分については全面改修が必要という状況でございました。なお、塩浜小中一貫校の環境整備においては、今後プール施設の改築を検討しておりますが、改築を行うにいたしましても設計から工事まで、少なくとも3年程度の期間が必要となりますことから、その間の対応といたしまして、市川市上妙典1554番地の「クリーンスパ市川」施設内のプールを利用することとし、本事業として予算要求を行うものでございます。なお、平成27年度の予算要求額は190万円となっておりますが、業務内容については精査中でありますことから、今後の調整により、財政部への要求額が変更となる可能性がございますので、その点についてご了承いただきたく存じます。続きまして、92ページをお願いいたします。「家庭教育学級運営事業」について、ご説明いたします。この事業は、サマーレビュー提出事業の対象外となります政策的経費Aの継続事業でございますが、平成27年度の重点事業と位置づけるものといたしまして、平成27年度当初予算要求概要に追加したものでございます。事業実施の背景といたしましては、家庭の孤立化やインターネット等の発展に伴う情報過多等により、家庭教育の環境が厳しいものとなっており、家族や家庭を取り巻く環境の変化の中で、子どもの健やかな成長のため、子育てに関する諸問題や家庭の役割とその重要性などについて学習する機会を保護者に提供するものでございます。具体的な内容といたしましては、市立幼稚園・小中学校・特別支援学校に62学級を開設し、各学級による「自主企画による講座」、家庭教育指導員を派遣する「指導員派遣講座」、千葉県葛南教育事務所・本市及び本市教育委員会等が行う「子育て」や「親子のコミュニケーション」に関する講演に参加できる「共

通講座」を紹介するなど、幅広い学習機会を提供するものでございます。第三者提言におきましても、家庭教育の充実については、家庭教育学級、PTAや幼稚園、学校そして地域団体等総合的な施策を講じなければならない状況にあることなどと提言されておりのことからも、今後も引き続き重点事業として保護者支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。最後に、94ページをお願いいたします。「コミュニティサポート事業」について、ご説明いたします。この事業につきましても、「家庭教育運営事業」と同様、サマーレビュー提出事業の対象外となる政策的経費Aの継続事業でございますが、平成27年度の重点事業と位置づけるものとして、平成27年度当初予算要求概要に追加したものでございます。事業目的につきましては、児童生徒の安全と社会体験・生活体験の充実を地域から支援する体制の強化、学校を核とした地域振興・コミュニティの活性化など、これらを実現するため、家庭・学校・地域及び行政が行う各事業の連携を推進するものでございます。具体的な内容につきましては、市内各54校に設置いたしました「コミュニティサポート委員会」において、地域の特性を生かした「家庭・学校・地域・行政の連携」を推進するための意見交換に取り組むほか、各校に設置しておりますコミュニティサポート委員会の連携を図るための「コミュニティサポート推進委員会」を開催し、情報の提供などを行っております。また、学校と地域とを結ぶ、学校支援コーディネーターを育成し、様々な地域支援活動の充実を図っていくものでございます。第三者提言におきましては、「学校支援コーディネーターの活動が見えない」、「取り組み事例の報告会を実施したり、事例集を出す等、コーディネーター自身のやりがいや意欲につながる評価が必要」といった指摘がございましたことから、今後は、コーディネーター連絡会の充実に努め、より実質的な情報交換を推進することで、取り組みの活性化に取り組んでまいります。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。なお、各事業内容等の質疑につきましては、各担当課長よりお答えをさせていただきます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

塩浜小学校のプールの件ですけれども、妙典の民間のプールを拝借することですよね。妙典までというと、東西線二駅の間を子ども達はバスで移動させるのですか。

○ 保健体育課長

クリーンスパまでの移動方法につきましては、バスを考えておりますので、バスで行きますと大してそんなに時間的にかかるないと考えております。

○ 小林委員

多分、私の見識不足だと思いますけれども、せっかく小中一貫校になるの

でしょう、中学校の上の方にプールがありますよね。深さが違うのですか。

○ 保健体育課長

塩浜中学校にはプールは残念ながら無いんです。

○ 五十嵐委員

何で使わないのかなと質問しようかと思ったのですが、無いのですか。

○ 保健体育課長

ございません。

○ 小林委員

それもまた珍しいですね。中学校は無い所が多いのですか。

○ 保健体育課長

市内には5校が無いです。

○ 小林委員

わかりました。

○ 五十嵐委員

4・3・2となるのに塩浜小児童って、これから塩浜小児童って言わなくなるじゃない、多分。なのに塩浜小児童ってあつたからちょっと違和感を感じたんですよね。何ていうふうに呼んでいくのか、わからないのだけれども、でも、中学校にないから、その辺の教育課程との絡みでどういうふうに捉えていくのかなとちょっとと思いました。分断しない訳でしょう。

○ 教育政策課長

今、五十嵐委員がご指摘のとおりで、今後、塩浜小中一貫校が開設になりますと、今みたいな小学校児童とかそういう表現が使えなくなってしまりますので、今回はちょっと不用意に使ってしまってというのがありまして、今後どういうふうにしたらいいか、例えば塩浜の1年生から6年生、7年生から所謂中学生になりますので、そういったような学年で呼ぶのか検討してまいりたいと思います。

○ 五十嵐委員

ありがとうございます。

○ 平田委員

塩浜の関係で校舎一体型の環境整備というところで、先日妙典小の方に交流会に行った時に、先生達からいただいたご意見で、妙典小は建てた時は近代的な建物で素晴らしいのですが、年数が経って、今とても不便になっているという話をいただいたので、例えば空調が中央管理システムで、個別の空調が効かないということで、例えば夏休み中に先生方が職員室にいるのだけれども、結局全部エアコンを効かせてないといけない。そうするとエネルギーがもったいないので、結局は汗だくのまま、先生達は夏休み中お仕事をされているとか、後は子ども達が帰ると止まってしまうんですね。そういう時間帯もやはり先生達が苦労をされているということと、寒い

時でも、雪が降るとコンクリートが冷たくなってしまって全然温まらないというところも、おっしゃっていました。後、フリーな状態ですと、子ども達がどうしても走り回ってしまうと、で、走らないようにと指導をするのですが、どうしても休み時間になると、走り回って怪我をしたり、そういういた原因もなっていると。様々な障害が出てきているというお話をいただきました。ですので、様々なシチュエーションの中で、末永くですね使える校舎をぜひ塩浜の方で考えていただきたいと思っております。

○ 宇田川委員長

一応、希望ということで、そういう委員としての希望があったということで、議事録に留めたいと思いますが、よろしいでしょうか。ほかに。

○ 五十嵐委員

今、小中一貫校で、今度は中高一貫校を今はまだ研究調査をしていくとしている段階で、今後こういう中高一貫のニーズというか、その辺はどういう高まりを見せていくのでしょうか。やっぱり先取りして市川はこう進めているとか何かありますでしょうか。

○ 教育政策課長

中高一貫につきましては、今五十嵐委員がおっしゃった通り、まだ研究段階でようやく着手しようというところでございますので、今後これをどう展開していくかということ、広げていくのかどうかということは研究の結果によるとは思っております。ただ連携については今も既に中学校等々で一部にはありますので、その中で一定の成果があるのかと思思いますので、その所を強化をしてまいりたいというふうに考えておりますので、そういう所を考えますと、若干は広がっていくと、ただ、やはり大きなネックといたしまして、本市は市立の高校が周辺とは違ってございませんので、その状況にはやはり限界があるのかなというのあります。以上でございます。

○ 五十嵐委員

普通の私立は中高一貫が当たり前になっているけれども、その辺の、県と色々相談しながら進めていらっしゃるし、ということなので、わかりました。ありがとうございます。

○ 宇田川委員長

ほかに。

○ 小林委員

もう一つよろしいでしょうか。先ほどの市議会の質問の中にありましたけれども、鈴木啓一議員から小中一貫校に校長一人じゃないのかとありましたよね。検討いたしますと言ったけれども、4月から始まるのだから、これは先ほどの答弁の中で県が決めることだというふうな市の答弁だったのですけれども、具体的にはどうするのですか。一人にするのですか、しないのですか。

○ 義務教育課長

要望としてはですね、一人ということも視野に入れながら、その代わりまだ校舎が別々でございますので、その辺をどういうふうにですね、一つの校舎であればですね確実にできるのですけれども、そういういた問題点もございますので、今のところ一人ということも十分視野に入れながら、検討していきたい。ただ最終的にはご指摘のとおりなのですけれども、県の教育委員会との協議の中での結果というふうになりますので、あくまでこちらの意向を伝えながら、協議を進めていくというところしか、現段階ではお答えできない状況でございます。ちょっと歯切れの悪いお答えで大変申し訳ないのですけれども。

○ 小林委員

校舎ができるのはこの前にも聞いたけれども、少なくとも3年間位はまだできないという話なのだから、二人校長ですっといつたら、なかなかうまくいかないのじゃないかと。誰かが統率してという形にしないと。私の意見です。

○ 義務教育課長

はい。確かに二人校長の場合については、意見の食い違い等々、問題点もございますので、後、業務量の問題などもございますので、そういうことを勘案して検討を進めていきたいと考えております。

○ 宇田川委員長

ほかに。よろしいでしょうか。それでは、議案第36号を採決いたします。
ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。本日の議事は以上ですが、皆さまから何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

以上をもちまして平成26年10月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時13分閉会)